

# 平成 2 2 年度 安全報告書

※ 本報告書は、航空法第 1 1 1 条の 6 並びにこれに基づく航空法施行規則第 2 2 1 条の 5 及び第 2 2 1 条の 6 に基づいて作成されています。

北海道航空株式会社

(1) 安全確保のための事業運営の基本方針

今年は卯年です「安全と安定の二兎を追って二兎をも得る」決意を持ち、「飛躍の姿勢で」仕事に臨むと、広く愛され良くなると言われております。平成23年度は、「安全はあなたが主役」のスローガンのもと「誠心・誠意・誠実」の3つを掲げ、信用・信頼される安全で安心できる航空会社を目指してまいります。

※ 今年度の安全目標

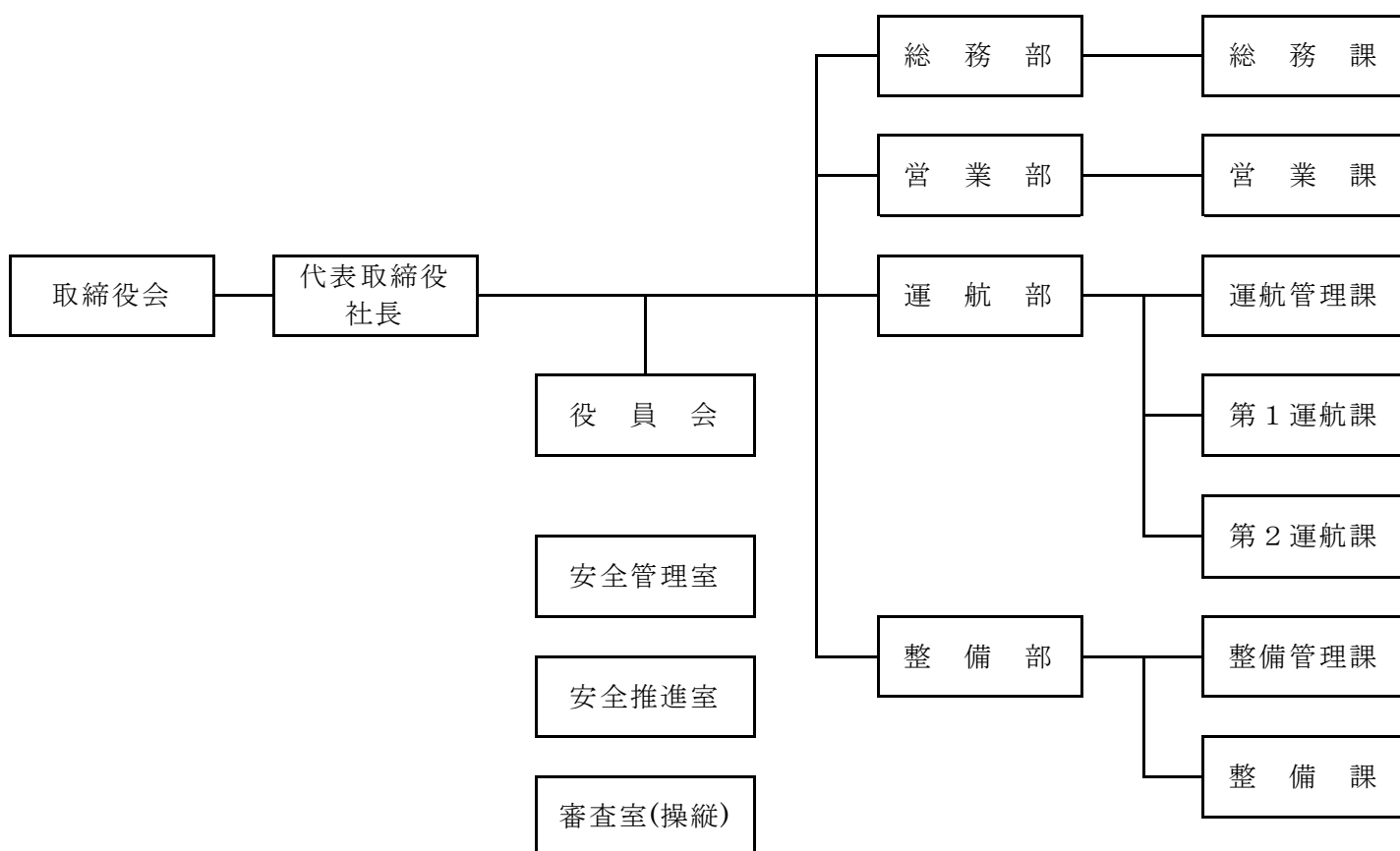
- I 合理的な運航・整備計画及び管理による無理、無駄及び不安全要素の排除
- II 点検等の確実な実施並びに各種情報の共有化による安全意識の強化
- III 不法奪取・テロ対応体制の維持、強化

(2) 安全確保のための事業の実施及び管理体制

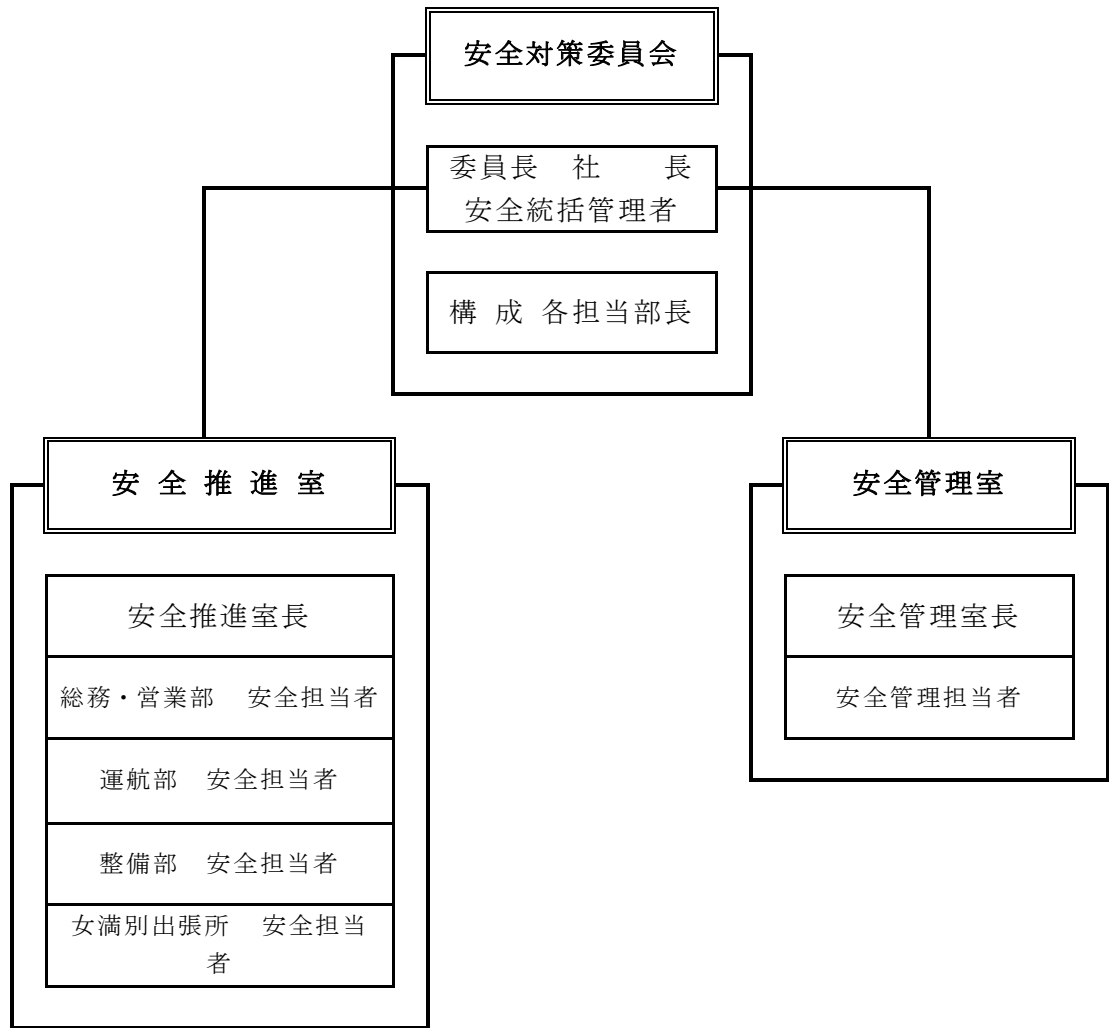
- ① 組織及び人員に関する情報
  - ア) 組織図

【北海道航空株式会社組織図】

平成23年4月1日現在



【安全管理体制組織図】



イ) 安全管理体制組織の機能・役割の概要

I 安全対策委員会

- (a) 航空安全を確保・推進する事を目的に、安全方針の決定及び全社的な安全に係わる重要な施策の検討を行い、安全施策・安全投資に係わる最終判断を行います。
- (b) 基本的な安全方針を社内全体に浸透させ、事業運営上の安全に係わる情報の共有化を図ります。

II 安全管理室

- (a) 社長直轄の独立した安全管理業務を担当し、安全に関する重要事項を的確に把握し、社長が適切に経営判断が下せるよう、客観的な立場で報告する等、社長を補佐します。
- (b) 安全に係わる組織、制度、規程類の安全管理の体制が有効に機能しているか、安全監査を実施します。

### Ⅲ 安全推進室

- (a) 安全推進室は、安全推進室長を業務の責任者とし、各部の安全担当者が構成要員となり、社長直轄の独立した安全推進業務を担当します。
- (b) 安全推進室長は、安全推進全般の統括、安全業務の指導及び統制をとると共に事故防止のための必要事項に対する会社の規程及び規則等見直しの責任と権限を有し、各安全担当者を指揮し、情報の収集、不安全要素の抽出、原因の調査・技術分析し、リスク情報等の関連情報を共有化します。
- (c) 安全担当者は、安全推進室長を補佐し、各部担当の年度事故防止計画を作成して、安全活動を計画的に実施し事故・不安全等の未然防止に努めます。

#### ウ) 航空機乗組員及び整備従事者の数

- I 航空機乗組員数 : 13名
- II 整備従事者数 : 13名

#### エ) 運航管理担当者及び有資格整備士の数

- I 運航管理担当者数 : 15名
- II 有資格整備士数 : 14名

### ② 運航の支援体制

#### ア) 航空機乗組員及び整備従事者に係わる定期訓練及び審査並びに運航管理者に係わる教育

#### イ) 運航の問題点の把握とその共有、現場へのフィードバック体制

※ 上記2項目については、航空局が規定する「運航規程審査要領：空航第58号」、「整備規程審査要領：空機第73号」及び「航空運送事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領（安全関係）：空機第68号及び71号」に基づいて作成/認可された「運航規程」及び「整備規程」により適切に実施されています。

#### ウ) 安全に関する社内啓蒙活動の取り組み

- I 「年度事故防止計画」でその年度の安全目標を作成し、計画的に実行し、安全推進の実施成果を明らかにすると共に、事後の施策・改善に反映させます。
- II 安全教育を定期及び随時に計画実施しています。
- III 安全会合を合同、各部及び臨時で実施し、安全に関する必要な教訓・対策及び統制事項等の周知徹底を図っています。
- IV 安全点検を定期的を実施しています。
- V 安全観察を繁忙期及び冬期前に実施し、現状を把握分析、潜在事故要因の早期発見と早期対策を図っています。
- VI 安全に係わる組織、制度、規程類の安全管理の体制が有効に機能しているか、安全監査を定期的を実施します。

### ③ 保有航空機に関する情報（平成23年4月1日現在）

#### ア) 保有航空機の種類

- I セスナ式 172R型
- II セスナ式 TU206G型
- III ビーチクラフト式C90A型
- IV アエロスパシアル式 AS350B2型
- V ユーロコプター式 EC135T2型
- VI ユーロコプター/アエロスパシアル式 AS365N2型
- VII ユーロコプター式 AS365N3型

イ) 機種別の数、代表的座席数、平均年間飛行時間及び平均年間飛行回数

機 種	機 数	座 席 数	平均年間飛行時間	平均年間飛行回数
セスナ式 172R型	1	4	150 時間	-
セスナ式TU206G型	3	6	163 時間	-
ビーチクラフト式C90A型	1	7	164 時間	-
アエロスパリアル式AS350B2型	2	6	78 時間	199
ユーロコプター式 EC135T2型	1	8	149 時間	-
ユーロコプター/アエロスパリアル式 AS365N2型	2	14	129 時間	92
ユーロコプター式AS365N3型	1	14	137 時間	105

ウ) 全体の平均機齢並びに機種別の導入開始時期及び平均機齢

I 全体の平均機齢 : 17年4ヶ月

II 機種別の導入開始時期及び平均機齢

機 種	導入開始時期 (初号機)	平均機 齢
セスナ式 172R型	2000/10/31	11年8ヶ月
セスナ式TU206G型	1985/04/25	28年4ヶ月
ビーチクラフト式C90A型	2010/05/01	22年0ヶ月
アエロスパリアル式AS350B2型	1991/10/14	17年3ヶ月
ユーロコプター式 EC135T2型	2002/11/19	8年5ヶ月
ユーロコプター/アエロスパリアル式 AS365N2型	1997/01/24	12年2ヶ月
ユーロコプター式 AS365N3型	2007/03/30	4年6ヶ月

- (3) 航空法第111の4の規程に基づく報告に関する事項  
航空運送事業に係わる航行中の不安全及び不具合の発生状況

※ 御座いません。

(4) 安全確保するために講じた措置又は講じようとする措置に関する事項

- ① 事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置
- ② 安全向上のために講じた措置又は講じようとする措置

※ 上記2項目についても、御座いません。

- ③ 安全に関する目標達成度、取り組の実施状況、トラブルの発生状況を踏まえた当該事業年度の安全状況の総括的評価

※ 全社員常に安全運航に取り組んでおり、その結果、重大な不安全及び不具合の発生は御座いませんでした。

平成23年1月 航空法の改正に伴い「安全管理規則」を「安全管理規程」に改訂  
国土交通省 東京航空局 保安部へ届出致しました。

同時に航空法第103条の2に基づき代表取締役社長 岩崎信義を安全統括管理者  
に選任、届出致しました。

平成23年3月11日 仙台空港においてビーチクラフト式C90A型が耐空検査  
整備点検中 東北地方太平洋沖地震による津波の被害を受けてしまいました。

社内規則による内部監査等において、不安全事項は御座いませんでした。

- ④ 翌事業年度の全社的安全目標、各部門の具体的な取り組み目標等

※ 本報告書の冒頭に有りますように当社の「安全確保のための事業運営の基本方針」に則り、平成23年度の安全目標を達成するため全社員一丸となって、安全運航に取り組んでまいります。